

諮問日：平成28年1月28日（平成27年度（最情）諮問第18号）

答申日：平成28年4月14日（平成28年度（最情）答申第6号）

件名：支出済歳出額のうち、国家賠償法に基づく賠償金の金額（全裁判所の合計及び裁判所ごとの内訳）が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成18年度から平成26年度までの間の、（項）最高裁判所（目）賠償償還及払戻金並びに（項）裁判費（目）賠償償還及払戻金からの支出済歳出額のうち、国家賠償法に基づく賠償金の金額が分かる文書（全裁判所の合計が分かる文書、並びに最高裁判所及び下級裁判所ごとの内訳が分かるもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、対象文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年12月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、対象文書は存在しないとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

2 理由

- (1) 裁判所が国家賠償法に基づく賠償金（以下「賠償金」という。）を支出する場合は、最高裁判所が支出するか下級裁判所が支出するかに関わらず、司法行政に関する職務の遂行において賠償責任を負ったときには（項）最高裁判所（目）賠償償還及払戻金から、裁判に関する職務の遂行において賠償責任を負ったときには（項）裁判費（目）賠償償還及払戻金からそれぞれ支出することになる。
- (2) 最高裁判所において賠償金を支出する場合には、請求者から提出された請求書、判決書謄本等に基づいて支出負担行為即支出決定決議書（以下「決議書」という。）を作成し、同決議を経た上で支出することになるところ、決議書には支出する金額が記載されていることから、個々の事案ごとに作成される決議書を1枚ずつ確認すれば個々の事案における賠償金の支出金額は分かるが、最高裁判所においては、事務処理上個々の事案の賠償金の支出金額を集計しなければならない必要性がないため、支出した賠償金の合計金額が分かるような文書は作成していない。
- (3) 下級裁判所において賠償金を支出する場合にも、最高裁判所におけるのと同様の手続を執ることになるが、この手続は各下級裁判所における手続だけで完結するため、最高裁判所が各下級裁判所の賠償金の支出金額を把握する機会はない。

なお、各下級裁判所が賠償金を支出するに当たって、各下級裁判所に示達された予算が不足する場合には、個々の案件ごとに最高裁判所に対して不足額の示達を上申し、示達を受けて支出することになる。この場合、上申書には示達を受けるべき不足額が記載されることになるが、この不足額が必ずしも各下級裁判所における賠償金の支出金額と一致するわけではないため、最高裁判所において実際の賠償金の支出金額を把握することはできない。

よって、最高裁判所では、当然のことながら、各下級裁判所が支出した賠

償金の合計金額が分かるような文書は作成していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年1月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年2月22日 審議
- ④ 同年3月7日 審議
- ⑤ 同月22日 審議
- ⑥ 同年4月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、その説明を総合すると、本件開示申出文書について、平成18年度から平成26年度までの間の支出済歳出額のうち、賠償金の金額について、全裁判所の合計額が記載された文書並びに最高裁判所及び下級裁判所ごとの内訳が記載された文書（以下「本件対象文書」という。）と特定したものと解されるところ、本件開示申出に係る申出書の「司法行政文書の名称等」欄に記載された内容に照らすと、上記の特定は妥当であるというべきであるから、これを前提にその存否について検討する。
- 2 最高裁判所事務総長の説明によれば、裁判所が賠償金を支出する場合の手續等は次のとおりである。

支出する裁判所が最高裁判所であるか下級裁判所であるかを問わず、司法行政に関する職務の遂行において賠償責任を負ったときは、（項）最高裁判所（目）賠償償還及払戻金から、裁判に関する職務の遂行において賠償責任を負ったときは、（項）裁判費（目）賠償償還及払戻金から支出する。なお、（項）を問わず（目）賠償償還及払戻金から支出する経費には、賠償金のみならず、過誤納手数料還付金、保釈保証金還付金等の諸払戻金等も含まれる。

最高裁判所において賠償金を支出する場合は、請求者から提出された請求書

等に基づいて決議書を作成し、決議を経た上で支出する。

各下級裁判所において賠償金を支出する場合も、最高裁判所における手続と同様の手続を執ることになるが、この手続は、各下級裁判所における手続だけで完結し、各下級裁判所は、それぞれに示達された予算から支出する。予算が不足する場合は、各下級裁判所は、個々の案件ごとに最高裁判所に対して不足額を記載した上申書により不足額の示達を上申し、示達を受けて支出する。

- 3 上記2の説明によれば、賠償金を最高裁判所が支出する場合の手続においては、決議書に個々の事案における賠償金の支出金額が記載されるものの、これらを集計する事務の必要性をうかがわせる事情はなく、他にこれらを集計した文書の存在を推認させるような事情もない。また、上記2によれば、(目)賠償償還及払戻金から支出する経費には、賠償金以外のものがあるというのであるから、当該経費の合計額から賠償金の額を推測することもできない。そうすると、本件対象文書のうち、最高裁判所の内訳が記載された文書は存在しないと認められる。

他方、上記2の流れによれば、賠償金を下級裁判所が支出する場合には、各下級裁判所に示達された予算から、当該裁判所における手続のみによって支出がされ、予算に不足が生じた場合にのみ、その不足額が最高裁判所に示達の上申という手続において伝えられるというのである。このことに、当初の予算が(目)ごとに示達されるもので(目)賠償償還及払戻金の予算額には賠償金以外の経費に係るものも含まれることや、後に予算に不足が生じた場合には、不足額だけが最高裁判所に伝えられることも併せ考慮すると、最高裁判所において、予算の示達の手続を通じて、各下級裁判所における賠償金の実際の支出額を把握しているとは認められず、他にこれを把握していることをうかがわせる事情もない。そうすると、本件対象文書のうち、下級裁判所ごとの内訳が記載された文書も、最高裁判所において保有していないと認められる。

以上を総合すると、本件対象文書のうち、全裁判所の合計額を記載した文書

も，最高裁判所において保有していないと認められる。

- 4 以上のおりであるから，本件対象文書は存在しないとして不開示とした原判断については，最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人